

京都市南区役所
令和8年度 地域防災力強化「避難所体験型研修」等事業運営業務
の実施に係る企画提案募集要項

1 募集の趣旨

避難所は、災害発生時において、情報の受・発信や救援物資の集積地となり、在宅被災者も含め、すべての住民の生活拠点となります。また、災害の規模、発生時刻等によっては、区役所等行政職員が被災するなど避難所の初期活動が困難な状況になることもあり、地域住民による迅速な開設、自主的運営が求められます。

本事業は、地域住民と区役所、消防署、学校等の施設管理者が協働で避難所の開設・運営をテーマにした「体験型研修」の実施、将来の担い手となる小学生とその保護者へ防災授業を通じた防災意識の啓発、及び、南区内の企業と地域が連携した防災講演会や交流会を通じた「顔の見える関係づくり」の推進により、南区の地域防災力強化を目的とするものです。

本事業の実施及び運営を担う事業者を選定するに当たり、避難所運営のノウハウや専門的知見を有する事業者を確保するため、公募型プロポーザル方式により選定し、運営業務を委託します。

2 業務の概要

(1) 業務の名称

令和8年度 地域防災力強化「避難所体験型研修」等事業運営業務

(2) 業務の契約期間

契約日から令和9年3月31日（水）まで

(3) 契約金額の上限

2,300,000円（消費税及び地方消費税額を含む）

(4) 業務の内容

詳細は、「仕様書」のとおりです。

(5) 提案の内容

① 事業の企画・開催・運営について（「仕様書」参照）

② 参加者等の関心を高め、取組の継続性・自発性を持たせる効果的な工夫について

※ 提案にあたり、①、②とは別に、運営経費の内訳についての見積書（様式2）も作成してください。

なお、本事業を実施するために必要な運営経費の内訳は、印刷代、交通費、通信費、消耗品費、施設等使用料及びその他必要経費（人件費等）とします。

(6) その他

上記の業務等の細目については、京都市南区役所（以下「当区役所」という。）と協議のうえ、当区役所の指示に基づき実施します。

3 応募資格

次の(1)又は(2)のいずれか及び(3)に該当する者とする。

- (1) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されており、かつ公募開始日から選定結果の通知の日までの期間に、京都市競争入札等取扱要綱第29条第1項の規定に基づく競争入札参加停止の処分を受けていない者。
- (2) 京都市競争入札参加有資格者名簿に登録されていない者については、次に掲げる要件の全てを満たす者。
 - ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。
 - イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
 - ウ 引き続き2年以上、当該営業を営んでいること。
 - エ 法人税又は所得税及び消費税の未納がないこと。
 - オ 京都市の市民税及び固定資産税の未納がないこと。
 - カ 京都市の水道料金及び下水道使用料の未納がないこと。
 - キ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員等又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (3) 被災地でのボランティア活動や避難所訓練等の取組実績があること、又は、類似の取組実績や専門的知見を持ち合わせていること。

4 応募手続等

(1) 提出書類

応募者は、次に掲げる書類を提出してください。

なお、提出書類には、必要事項を漏れなく記入してください。記入漏れや不備がある場合は、選考対象から外れる場合があります。

① 企画提案書（様式1）

② 見積書（様式2）

※ 契約時に、京都市暴力団排除条例第12条第5項に基づく誓約書を提出していただきます。

※ その他、事業者概要、活動内容、活動実績などが分かる資料があれば添付してください（様式は任意）。

(2) 受付期間

令和8年4月17日（金）～令和8年5月8日（金）午後5時（必着）

(3) 提出方法

応募書類は、持参又は簡易書留により郵送ください。持参される場合は、京都市の休日を定める条例に規定する本市の休日を除く日の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までにおける日時での提出とします。

なお、郵送にて提出の場合においても、上記(2)提出期限までの必着とします。

(書類の提出先住所は、「9 問合せ先及び応募書類提出先」を参照)

※ F A X、Eメールでの提出は受け付けません。

(4) 提出部数

3部(正本1部、副本2部)

提出された書類は、選定審査事務以外の目的には、応募者に無断で使用しません。

なお、提出された書類は返却できませんので、必ず控えをお取りください。

(5) 質問事項

本件業務に関する質問事項がある場合は、令和8年4月24日(金)午後5時までに、質問票(様式3)をF A X(075-681-5513)で送付するとともに、電話(075-681-3439)で質問票をF A Xで送付したことを連絡してください。

当区役所から令和8年4月30日(木)までに回答します。

5 選定方法

審査は、提出された応募書類について、以下の評価基準に基づき総合的に評価し、順位を決定します。このうち、第1順位の提案を行った応募者を受託候補として選定します。

(1) 評価基準

- ① 事業の趣旨や業務内容について十分理解したうえでの企画提案か。
- ② 提案書の内容が、実現性の高いものであるか。
- ③ これまでに本業務に類似あるいは関連するような業務を実施した実績があるか。
実績がない場合は、参加者50人規模より大きなイベントの運営実績があるか。
- ④ 運営経費の見積りが提案内容に照らして妥当か。

(2) その他

- ① 審査結果については、令和8年5月15日(金)午後5時までに、すべての応募事業者に電話で通知します。
- ② 応募が1事業者のみの場合も、上記、評価基準に基づき審査し、適当と評価すれば応募事業者を受託候補として選定します。

6 契約に関する基本的事項

選定された受託候補者と協議を行い、詳細な業務内容の確認及びその他の契約条件について合意に達した後に契約を締結します。なお、仕様書は契約の際に協議のうえで修正を行う場合があります。ただし、受託候補者と協議が調わない場合は、次点者を受託候補者として選定します。

(1) 契約締結時期

令和8年5月中旬(予定)

- (2) 契約に当たっての留意事項
- ① 当該事業について、他の事業者に一括して再委託することはできません。当該事業の一部を委託する場合も、事前に当区役所の承諾を得るものとします。
 - ② 本業務の実施により得られた成果は、当区役所に帰属します。
- (3) 委託料の支払いについて
- 委託料は原則として、業務完了後、当区役所の検査により経費額を確定した後に支払います。

7 その他

- (1) 公募手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限ります。
- (2) 失格となる企画提案書
- 企画提案書が次の事項の一つに該当する場合には失格となる場合があります。なお、失格となった場合は、別途通知するものとします。
- ① 提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの
 - ② 指定する作成様式及び記載上の留意事項に示された条件に適合しないもの
 - ③ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
 - ④ 虚偽の内容が記載されているもの
- (3) 全ての提出書類の作成・提出に係る費用は、応募事業者の負担とします。
- (4) 提出された企画提案書は、選定審査事務以外の目的には、応募事業者に無断で使用しません。ただし、提案の内容については、今後の参考にすることがあります。
- (5) 提出期限以降における企画提案書の差替え及び再提出は認めません。
- (6) 全ての提出書類は、返却しません。

8 主なスケジュール

内容	日程
応募申込受付期間	令和8年4月17日（金）～令和8年5月8日（金）
質疑受付期間	令和8年4月17日（金）～令和8年4月24日（金）
審査	令和8年5月中旬
事業者の決定	令和8年5月15日（金）まで

9 問合せ先及び応募書類提出先

〒601-8511

京都市南区西九条南田町1-3

京都市南区役所地域力推進室 総務・防災担当（藤本）

TEL : 075-681-3439

FAX : 075-681-5513